



図書館の"発見"から民主主義の砦へ：
「図書館サービス論」への一つの礎石として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村田, 修身 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00011306

論文

図書館の“発見”から民主主義の砦へ

—— 「図書館サービス論」への一つの礎石として ——

村田修身

〔1〕 序

日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」（1954年）は、図書館を本来の使命に反する方向へ押し流す力に抵抗する姿勢を示すものであった。1960年代前半までの沈滞した図書館活動の中では、『宣言』が発動される場面などほとんど想像できななかったが、ここに時代の変化が生じた。東京都日野市長に就任した有山崧は、1965年館長に前川恒雄を起用して新しい図書館を誕生させた。日本図書館協会でも図書館運動に身を捧げていた有山は、図書館は社会保障的性格をもった公の施設であるから、市としてはぜひ市民の役に立つ図書館を設置維持する義務があると説いていた¹⁾。それは同時に、市民によって図書館が“発見”される時代の幕開けであった。

日本に近代的な図書館が誕生した年代をあげれば、それは明治8（1875）年ということになる²⁾。では、どうしてそれから90年も経てから図書館が改めて発見されなければならなかったのか。近代化の進展の目覚ましい時代にあってはそれは「揺籃期」というにはあまりに長すぎる年月である。なぜかくも長期間、日本の図書館はその活動の息をひそめ、発展を停滞させていたのか。「図書館サービス」を論じるに当たってはその点を見据えておかなければならない。また、果たしてこの社会的機関は“市民の図書館”として立派に成長したのだろうか、という問いかけをすることが必要である。それが今後の図書館のあり方を考えていく際の原点となるであろう。

本稿では、近代日本の図書館が誕生から程なく、その活動・発展が停滞した原因を探ってみることから始め、民主主義の砦としての図書館論構築のための一つの礎石をおくことを試みる。

[2] “一等国”の幻想と教育政策

図書館と戦争との関係は、戦争の被害者としてばかりでなく、戦争に協力する側面もある。わが国では第1次大戦後、図書館までも思想統制の一環に組み込み、戦争を拡大していった。その発端は、すでに明治期の教育の流れの中に見えている。

近代の社会施設として芽生えたばかりの図書館や博物館は、明治中期にその成長を止められた。図書館の無料制は、明治8（1875）年「東京書籍館」として新たに発足した時に始まるが、明治18年森有礼によって終幕を迎え、それ以後第2次大戦後に至るまで長期にわたる有料制が続くのである³⁾。

そうして日本の図書館は、戦争遂行に協力する図書館という役割を担うことになったのであるが、そのことを理解するためにはどのようにして戦争に突入したか、何故国民が戦争を阻止できなかったかを知らなければならない。

家永三郎によれば、明治10年代自由民権運動の高揚期には植木枝盛のように侵略と戦争のない世界の実現を構想した思想家もいたがそれは少数意見で、当時の日本の民族意識は海外進出・強国への道を歩もうとしていた。日清・日露の両戦争は朝鮮から清国・ロシア帝国の力を排除して日本の権益を守ろうとし、遂には日韓併合に至るものであった⁴⁾。

明治23年道徳教育と国民教育（「一国の特性」、中でも「万世一系の天皇を奉戴」することを重視）を推進するため、小学校令修正が告示され、続いて教育勅語が発布された。翌年内村鑑三不敬事件が起きている。また、『小学修身書』巻之三（明治25年）のように、秀吉の朝鮮侵略を正当化・賛美する教材も現れる。こうして教育政策が右傾化していく中で戦争ムードが醸成される。

日清戦争（1894～95）前後の国民の状況を再び家永の著書から引用する。

日清戦争は、従来先進文明国として、また大国として、とにかく畏敬の目をもって見る傾きの強かった日本人の対中国観を一変させた。当時小学児童であった中勘助は、成人以後そのころの学校の空気を回顧して「戦争が始まって以来仲間の話は朝から晩まで大和魂とちゃんちゃん坊主でもちきっている。それに先生までが一緒になって、まるで犬でもけしかけるような態度で、なんぞといえは大和魂とちゃんちゃん坊主を繰り返す」と記している。戦争中に流行した歌謡に「遺恨重なるチャンチャン坊主、………」といった若干の例に見られるように、中国に対する敵愾心を煽るにとどまらず、中国人を「チャンチャン坊主」と呼んで蔑視する意識の強く表出されたものの多かったのは、注目に値する⁵⁾。

こうした流行歌謡は子どもの遊び歌にも取り入れられて、第2次世界大戦終了まで歌われていたことは筆者にも記憶がある。

山住正己は、日清戦争開戦前後の二つの事件（①明治25年久米邦武帝大教授非職事件、②明治28年黒田清輝『朝妝』事件）がその後の日本の進路に関わる重大な意味をもつことを、教育史の流れの中に位置づけて解明する。すなわち、

①の発端となった久米の論文「神道は祭天の古俗」が明治24年学会誌『史学雑誌』に発表された時には問題とならなかったが、翌25年一般誌『史海』に転載されたところ神道家からの抗議が起り、遂に非職となった。

②は黒田の滞仏中の作品『朝妝』（のちに関東大震災で焼失）が明治28年内国勸業博覧会に出品されたところ、公開を禁止すべきか否か論議を呼んだ。その前年明治美術会の展覧会に出品された時には別段問題はなかったが、今度は風俗を乱すおそれがあると非難されたのである。

この二つの事件の非難や弾圧の理由は、それぞれ、

①＝国体の尊厳を犯し、国安妨害のおそれがある

②＝風俗紊乱のおそれがある

というものであるが、この二つの理由はこの後、書物や映画などの検閲の際だけでなく、教科書統制の際にもたびたび一対のものとしてあげられた。こうし

て、思想統制・言論弾圧・軍国主義へのルールが敷かれた⁶⁾。

谷本富は、京都府および京都市の教育会の要請により、明治38～39年に計15回にわたり新教育学の講義を行った。その中で、明治5年の学制は米国伝来の啓蒙主義であったが、明治23年の小学校令は国粹保存主義で独逸風である。つまり、明治5年のは個人主義で、明治23年のには国家主義が著しく現われていると指摘している⁷⁾。

朝鮮、満州の支配をめぐる日露戦争（1904～1905）で日本は、バルチック艦隊全滅などの戦果をあげたとはいえ、戦力は枯渇し、国内は疲弊した。その戦死者8万8,000人、戦傷者37万人は日清戦争の死者・廃疾者計1万7,000人をはるかに上回り、戦費18億2,600万円余は戦前[1903]の一般会計2億6,000万円（日清戦争の戦費2億47万円）の7倍以上に達した⁸⁾。なお、与謝野晶子の「君死に給ふこと勿れ」は日露戦争開戦半年後の明治37年9月に発表されている。

第1次ロシア革命（1905～7）に助けられた形でロシアに勝った日本は、明治39年「南満州鉄道株式会社」（満鉄）を設立した。後藤新平が「陽に鉄道経営の仮面を装い、陰に百般の施策を実行す」と述べているとおり、満鉄は植民地統治のための情報機関である。満鉄の調査部は植民地政策遂行のための特務機関であるが、「満鉄図書館」というのはこの調査部と図書館とを併せたものの称である。つまり、図書館は特務機関の仮面となったのである。

満鉄はその後沿線に多くの図書館を建設したが、その利用は実質日本人に限定されていて、中国人は従来からある図書館を利用せざるを得なかった。それらの図書館は古来の漢籍を僅か架蔵するに止まり、職員も予算も欠乏し、図書館活動は殆どゼロという状況であった⁹⁾。

日清・日露戦争の軍人のうち、乃木大将、広瀬中佐、東郷元帥らが英雄として、教科書や唱歌あるいは絵本に描かれる。また、一ラッパ卒の木口小平の名は修身の教科書で有名になった。明治33年の『新編修身教典』には、銃弾に倒れるラッパ卒の絵のみでキグチコヘイの名はまだ出てこないが、明治43年『尋常小学修身書』では、「キグチコヘイ ハ ラッパ ヲ クチ ニ アテタ

ママ シニマシタ。」となり、大正7年では「キグチコヘイ ハ テキ ノ
タマ ニ アタリマシタ ガ、 シンデモ ラッパ ヲ クチ カラ ハナシ
マセンデシタ。」と壮烈な死・忠孝を讃える方向が強められる¹⁰⁾。

乃木希典（1849～1912）は日清戦争第1旅団長、日露戦争第3軍司令官として多くの兵卒を戦死させたが、明治天皇の大喪の日に殉死し、乃木神社に祀られる。東郷平八郎（1847～1934）はロンドン海軍軍縮条約（1930）締結に反対した人物であるが、日露戦争の日本海海戦を指揮、バルチック艦隊を破った英雄として登場する。広瀬武夫（1868～1904）は国際的な視野があり、こういう人物がもっといたら日本の進路も変わっていたかも知れないが、日露戦争で行方不明の部下杉野上等兵曹を捜索中に戦死し、軍神とされた。

東郷平八郎は、1989年に学習指導要領が改訂された際に再登場した。その前年当時の中島源太郎文相は東郷をあげることに反対しており、次期文相・西岡武夫に引き継ぐ際、「引きつぐことはただ一つ。私の代に東郷さんの名が出ることに反対し、止めています」と述べたという。中島の反対理由は「日本海海戦は日露戦争の一つの局地戦であり、その司令官を入れるのであれば、ハワイ奇襲作戦の山本五十六なども入れなければならなくなる。山本元帥で太平洋戦争全体を語れるか？日露戦争も同じだ。戦争を開始し、終結したときの日本政府の対応とその後の社会を教えることによって、はじめて子どもに正しい歴史観が身につく」というもので、また中島は軍人を表に出すべきでないという考えをもっていたといわれる¹¹⁾。

明治43年、幸徳事件直後に小松原英太郎文部大臣は訓令「図書館設立ニ関スル注意事項」を発した。訓令は「最も健全にして有益なるものを選」ぶことや「閲覧に供すべき図書の種類に関し標準を議定する」こと、あるいは家庭に対しても「閲読すべき健全なる良書の標準を示」すことなどを求めている¹²⁾。石井敦は、事件直後に発せられたこの訓令は、表面的にはハイレベルの図書館運営の指示であるが、その実は民衆操作の手段に図書館を利用したものであった¹³⁾と指摘している。

またこの年、日本は朝鮮を植民地化した。韓国王室を皇族の礼をもって遇する詔書を下し、「韓国併合ニ関スル条約」を公布、即日施行した。日本による朝鮮植民地化を正当化し、朝鮮国民に対等合併、「一視同仁」という誤解や期待を抱かせるため、「併合」や「合邦」ということばを使った。また韓国の国号を朝鮮と改め、朝鮮総督府を置く勅令を公布、以後「創氏改名」「小学校での朝鮮語使用禁止」「宮城遙拝」など皇民化政策が続く。翌44年教育勅語に基づき朝鮮人を〈忠良ナル国民〉に教育するため、朝鮮教育令が公布されるが、その2ヶ月前(6.20)には、日本基督教会がいちはやく、朝鮮人の教化と日本国民化を目指し伝道に着手するなど、宗教界も国策を支持していく。同年天皇より朝鮮総督に下付(10.24)された教育勅語は、翌年その謄本が管内学校に頒布(1.19)され、学校教育を通して皇民化政策が押し進められた。

[3] 戦時体制の強化

3.1 思想善導

大正期に入り、新しい論文が婦人雑誌などに多く掲載されるようになると、発売禁止など言論の自由の弾圧が行われる。また、子どもの自主的な学習よりも、皇国民錬成重視の方向が強まっていく。

大正2(1913)年1月平塚らいてうの論文「新しい女」が『中央公論』に発表されると、文部省は「反良妻賢母主義的婦人論」の取締りを決定(4.20)、『青踏』2月号、『女学世界』5月号などが発禁となる。大杉栄、荒畑寒村らが創刊(3.10.15)した月刊『平民新聞』は第4号を除いて最終の第6号まで毎号が発禁処分となった。

一方では大正2～3年に、大学の自治獲得という大学の歴史の上で特筆すべきことから「京大沢柳事件」が起きているが、大正12(1923)年、関東大震災後の11月に「国民精神作興ニ関スル詔書」が出され、国体の尊厳や思想善導が強調される。そのような風潮の中で、男女の裸体のレリーフ『雲』が、その芸

術的価値や品格とは関係のない次元で非難された時、荒木寅三郎総長がその作品を京都大学の正面玄関と図書館に飾り（13年）、大学が学問・研究の自由ばかりでなく、美の擁護者でもあることを示すというできごとみられたが、これは、落日の束の間の輝きのようにみえる。そして、14年「陸軍現役将校学校配属令」、15年「学生生徒の社会科学研究禁止」と法令が相次いで出され、言論の自由、思想の自由を認めない、「思想善導」強化の時代へと突入していく。

3.2 焚書～図書館令改正前後～

3.2.1 昭和初期～公民としての品性の陶冶～

昭和2（1927）年の岩波文庫発刊の辞「読書子に寄す」は三木清の草稿に岩波茂雄が手を入れたものといわれるが、時恰も思想統制・言論弾圧が強まる中で出版人の志を表明したもので、図書館の原点に通じるものがある。ところが、肝心の図書館界は国策協力に向かうのである。昭和3年、第1回普通選挙後に起きた3・15事件の波紋は間もなく図書館界に及んでくる。それは、同年の図書館週間に際して松本喜一・帝国図書館長が発表した論文に端的に現れている。

松本は、1)帝国図書館の閲覧者1日平均1,200人中マルキシズムやレーニズムに関するものは僅か数人に過ぎないが、この種の図書の出版点数が相当多数を数え、「英仏独米の諸国を遙かに凌駕するものがある」こと、2)性に関する図書やこの種の記事を掲げる雑誌の売行が盛であること、3)「青年が青年意識によって青年のための図書館を自己の力によって建設せんとする運動」のこと、4)ある館長が県内巡視して「マルクス主義の図書のみを蒐集した青年文庫を発見した」ことなどをあげて、その対策として、読書の奨励と相俟ってその指導に意を用いることや「[青年意識]を輔導するのに適当なるライブラリアンを得る事」が緊要であること、また、図書館の設置改善・運用に関して「アドバイザーの立場に立って、公衆をしてよく公民としての品性を陶冶」することに役立たしめたい¹⁴⁾と述べている。

松本論文で示された方向は全国図書館大会に反映される。そこでは、文部大

臣より3・15事件との関連で「輓近我が国ニ於ケル思想ノ趨向ニ鑑ミ図書館ニ於テ特ニ留意スベキ事項如何」という諮問が行われ、それに対して「各図書館ハ思想善導上必要ナル良書ヲ選定シ之ガ閲読ヲ一層奨励スルコト……文部省ニ於テ権威アル良書委員会ヲ設ケ……検閲ニ就キテ今後一層御考慮アランコトヲ望ム」と答申している¹⁵⁾。ここで、村林彦之らによる検閲論争、反対意見（仲川明、片岡小五郎、弥吉光長、中田邦造ら）も出たものの、大勢は変えられなかった。

以後、昭和5年文部省が「図書推薦規程」を定め、翌6年「推薦図書」第1輯が出される。また、昭和7年には映画『肉弾三勇士』が製作されるなど、国策に添った動きが目立つ。

一方、昭和6～7年ごろ東京都豊島区にプロレタリア図書館が設立されたが、これは翌年の図書館令改正に伴い解散させられたという¹⁶⁾。

3.2.2 昭和8年～破滅への種蒔き～

大学の自治を獲得した「京大沢柳事件」から20年後に当たる昭和8（1933）年は、小林多喜二が拷問死（2.20）したことに象徴されるように、暗い幕開けとなる。日本政府は3月27日、国際連盟脱退を通告、国際的にも孤立していく。

4月2日第1回「図書館記念日」が開催されたが、これはその前年の第26回全国図書館大会（1932.5.）において、当時日本図書館協会理事長を務めていた松本喜一・帝国図書館長が提案して制定された。この日が選ばれたのは、昭和6年松本が天皇にご進講した日を記念するためであった。

瀧川幸辰は、「この年は、日本にとっては軍部と官僚と一部の思想家がドイツに追随しはじめた年であり、日本を破滅におとし入れる種子のまかれた年であった」と述べている¹⁷⁾。瀧川が「京大から追い出され」て事件は大学側の敗北に終わった。中村政則が述べているように、瀧川事件は「国家権力によって大学の自由と学問の自由がうばわれていく大きなきっかけとなった¹⁸⁾。」

目をヨーロッパに転じると、5月10日夜「ナチスの焚書」が行われ、ベルリン大学前のオペラ広場では、“非ドイツ的書物”とみなされた2,000冊以上が、そしてドイツ各地の大学で2万冊以上が灰になった。「焚書」といえば、秦の始皇帝が医薬、農事、卜筮関係以外の書物を焼き捨てさせ（BC213）、批判的言論をする儒者460余人を坑埋めにした（BC212）古代の事件、あるいはせいぜい「宗教改革」の時代の事件と思いがちであるが、その蛮行が戻ってきた。われわれが忘れ去っていた過去は、第2次大戦後にいたっても、姿形を変えて顔を出すのである。まず、1947年アメリカの「赤狩り」に端を発した「レッドパージ」、そして、1962年高校『新日本史』教科書の記事323カ所が不適切とされたことから始まった教科書裁判、1973年の山口県立山口図書館で反戦思想・体制批判等の開架図書54冊が箱詰された事件、1986年富山県立近代美術館の大浦信行作品非公開事件（図録『86富山の美術』発売中止、同美術館図書室での閲覧停止、富山県立図書館でも県の意向を受けて「図録」を当分の間非公開、県立図書館での閲覧制限解除と閲覧請求者による同書の破棄、美術館収蔵大浦作品売却ならびに、「図録」の焼却¹⁹⁾）等々の“焚書坑儒”がある。（なお、戦後の事例については日本図書館協会図書館自由委員会編『図書館と自由 第14集』²⁰⁾などを参照されたい。）

6月30日、図書館令が改正・公布された。その趣旨は、文部省成人教育課長によれば、図書館を教育機関と位置づけ、師範学校長が小学校教育を視察指導するのと同様に、各府県の中央図書館長が地方における各種図書館を指導するものである²¹⁾。これは、図書の選択においても、左傾化・赤化防止の名目の下に管理され、私立図書館であっても、「安寧秩序ヲ紊乱シ又ハ風俗ヲ壊乱スルノ虞アルトキ」閉鎖を命ずるという私立学校令第10条等が準用されるものであった。この改正に対する図書館界の反応は、すでに5月11日全国図書館大会で文相諮問に対応した「非常時図書館員奮励決議」に現れているように、大方が国策に従うものであった。なお、同年11月の図書館週間のアピールを以下に掲げておく²²⁾。

図書館週間挙行

恒例ニ依リ来ル11月1日ヨリ7日ニ至ル1週間文部省後援ノ下ニ図書館週間ヲ挙行ス 我国内外ノ情勢ハ特ニ国民精神ノ作興ヲ要スル切ナルモノアルニ鑑ミ全国各地ノ図書館ニ於イテハ此際一層読書指導・図書館利用ノ宣伝ニ務メ時局ノ打開ニ寄与セラレンコトヲ望ム

3.2.3 昭和10年代～敗戦への坂道～

昭和10（1935）年の天皇機関説事件では、美濃部達吉の著書『逐条憲法精義』など3冊が発禁処分となった。そして、12年7月7日、廬溝橋事件が起こるや、同月13日、内務省は「時局ニ関スル記事取扱方ニ関スル件」を出し、9月には「国民精神総動員運動」など戦時体制が強化された。12月に矢内原忠雄が東京帝国大学を追放されている。

翌13年石川達三の「生きている兵隊」（『中央公論』3月号）が発禁処分となり、作者と編集責任者が有罪判決（禁固4カ月、執行猶予3年）を受けた。4月1日には「国家総動員法」が公布され、14年の「国民徴用令」や「国民精神総動員運動」の強化へと連なって、パーマメントや学生の長髪が禁止となる。

15年1月、津田左右吉の古代史研究が皇室の尊厳を冒瀆するものとして『古事記及び日本書紀の研究』などが発禁処分となる。そして、民政党の斎藤隆夫議員は反軍演説（2.2.）によって3月7日議会において除名が決議された。いわゆる「議会政治の終焉」である。やがて、街頭に「ぜいたくは敵だ！」の看板が立てられ、11月には「国民服」が制定される。なお、衣服を「国防色」に染めるための染め粉が各家庭に備えられていたことが筆者の記憶にある。

16年1月「人口政策確立要綱」（閣議決定）、皇国臣民の一員としての自覚を植えつけるために「国民学校令」（3.1.）を制定、4月より全国の小学校は国民学校と名を変えた。12月8日真珠湾攻撃、太平洋戦争が始まる。斎藤茂吉は

「何なれや 心おごれる 老大の 毫碌国を 撃ちてしやまん」の歌を詠んだ。

17年12月「敵性思想」の摘発・追及を目的として、大日本言論報国会を結成、翌年1月内閣情報局は英米音楽約1,000種の演奏やレコード発売禁止、2月英米語の雑誌名禁止、その結果、『オール読物』→『文芸読物』、『キング』→『富士』、『エコノミスト』→『経済毎日』などと誌名を変更、3月には野球用語に波及した。また、戦意高揚の目的にそわぬ文芸作品の排斥が行われ、谷崎潤一郎の「細雪」（『中央公論』連載）が3月号で掲載を中止させられた。

「撃ちてしやまん」「欲しがりません勝つまでは」などの標語が巷に氾濫する。寺院の釣り鐘から家庭の鍋釜にいたるまで金属類の供出が督励され、ついにはボタンが金属製から粘土を焼いたものになりさがる。鐘を供出したために、戦後になっても未だ鐘がないままになっている寺院は、新聞報道（1993年）によれば、2万を数えるという²³⁾。筆者は最近、滋賀県草津市の真教寺で鐘の代わりにコンクリートの固まりが吊してあるのをみかけた。

なお、戦争末期になると、内務省からの命令で、全国の動物園の動物までも殺されるという状況に陥った。名古屋市東山動物園では北王英一園長が抵抗し、敗戦当時、象が生き残ったのは同園だけであるという²⁴⁾。

こうして、日本では学問研究・思想・言論の自由が圧殺され、国民生活が窮乏していく。イギリスでは第2次大戦中に公共図書館がヒトラーの著作を市民に提供し、貸出が大変多かったという²⁵⁾が、日本ではそれと全く逆の方向をとった。それは、奈落の底に落ちていくように、日本が敗戦に至るまで続いていくのである。

〔4〕 戦後の再出発～旧体制の病根との闘い

4.1 旧体制の病根

4.1.1 “恩恵”と“監視”（「高カウンター」、「安全開架」）

戦時体制に組み込まれていた図書館は、昭和25（1950）年、民主主義の旗手

として新生発足した。その旗印となる図書館法（4月30日公布）は、まず第一に“無料公開”の原則を掲げていた。ここに明治18年以来入館料を徴収して低所得者層の利用を阻んできた牙城が崩壊した。19世紀までのアメリカに出現し、日本でもその例に倣って芽吹きながら、間もなく凍結させられていたものが復活したのである。アメリカ図書館協会は、日本図書館協会に図書館法の成立を祝う電報を寄せたが、当時の図書館界にはその祝電の意味をよく了解する者が少なかったという²⁶⁾。

図書館法の特記すべき点をもう一つあげるならば、それは「レクリエーション」を明記していることであろう。法第2条は次のようにいう。

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体又は民法第34条の法人が設置するものをいう。

こうして現代の図書館は、“高級”な教養ばかりでなく、(いくぶん程度が低くみられるにせよ) 娯楽・レクリエーションの目的に対しても、サービスするものとなったのである。この点からも新しい“法”は、過去の“令”とは根本的に異なるものと知れる。

しかし、図書館員の意識下には古い体質が残っている場合がある。かつて、貸出は多分に恩恵的なサービスであった。1冊の本を手にするまでには、まず「閲覧願」あるいは「閲覧証」といった書類を書いて、本を書庫から出してもらおう。それから借用証を書くのだが、控えを含めて2～3枚必要という場合もあり、カーボン複写すらないこともあった。そこでカウンターの高さは、利用者の便宜を考慮して、閲覧者が立ったまま楽に記入できる高さが一番よいと思われている²⁷⁾。また、「高カウンター」は監視の眼が届きやすい利点があるという考えは、昭和40年代に入ってからかなり根強く残っていた。そうしていつも一段高いところから利用者を見下ろしていると、利用者の側に立って

みるということを忘れがちになる。

戦後、新しい図書館のサービスとして唱導された開架（自由接架、Open Access）は19世紀末までにアメリカに興った方式であるが、ヨーロッパや日本では少々変形した“安全”開架として導入された。かつて本はすべて書庫に納められていたが、その一部を“開架室”（閲覧室など利用者側のスペース）に配架する。利用者が開架室に入るためには、芝居小屋などに入るときのように、見張り番の前をすり抜けていかなければならない。つまり、盗難防止対策つき故に“安全”なのである。

なお、安全方策としては「半開架」と呼ばれる方式も行われたが、昭和10年の上郷図書館の建設の計画に乙部泉三郎の提案で採用された「準開架式」もその例であろう。「それは、書架に本の背を見せて並べておき、本の下から3センチほど上がったところまであけておいて、あとはガラス張りにする。利用者は本の背表紙でえらび、欲しい本を下の空いているところから押しだして請求し、それを内側にいる係員が利用者に渡すというやり方²⁸⁾」である。このようなガラス張りのほかに、金網張りもある。どちらの方式も、背面に背板は張られていない。金網張りのやり方は、利用者が網の目から指を入れて読みたい本を押すと、係員がそれを取ってカウンターに出してくれるもので、ガラス張りと同じである。つまり、「安全開架」であろうと「半開架」であろうと、それは今日のわれわれが考える開架とはかけ離れた方式であった。

4.1.2 “下足番”と“シンデレラのくつ”（「財産目録」、「出納手」）

図書館が“発見”されるまで、利用者の目に映る図書館員の姿は、ほとんど「出納手」だけである。そこでは大部分の本は書庫に収蔵されており、この知識の宝庫に利用者が立ち入ることは通例許されていない。利用者が宝を手にするためには、目録を引き、閲覧願などの書類に記入して係員に提出しなければならない。一般にこの頃の目録は手書きのカード式で、検索の便よりは管理・保全に重点をおく。目録規則に採用されている基本記入方式は、大福帳に財産

を記録するように、本を1点ごとに詳細に記録する考えに基づいている。

目録構成の単位はEntry（記入）と呼ばれる。基本記入方式では、古代アレクサンドリア図書館の『ピナケス』以来の伝統で、最初に見出し（標目）の位置に、原則として、著者名を書き、その次に書名などの書誌的事項を書く。こうして「基本記入」と呼ばれる目録構成の単位ができるが、これだけでは著者名からの検索にしか対応できない。（ただし、例外的に書名からしか検索できないものがある。）

書名や主題などからも検索できるようにしなければならないが、なにしろ手書きの作業であるから、書名用や主題用などの複製は副次的なものと考えて簡略な記載で済ませ、編成する目録の種類もできるだけ少なく押さえようとする。一方で、複雑な目録規則を駆使する“職人”的な目録作成係員がいて、難しい書誌的事項を精細に記載してうまく目録を作成したのはいいけれど、あとから本人がその目録を引くことができなかつたという伝説が各地にある。森耕一は、目録をつくる技術のなかに現れる耽美主義的傾向、技術のナルシズムに陥らぬよう、戒めている²⁹⁾。

閲覧用に件名目録を備えた図書館は、筆者の狭い経験の範囲では、非常に少なかった。分類目録のみで書名目録すらないという館もかなり多く、分類目録と書名目録と両方を備えている館が時折あった。（国立国会図書館は件名目録を備えている代表的な図書館である。）

件名目録を作成しない理由として、書名には件名標目に採用されるような語が使われているので、書名目録があれば件名目録の役割をある程度果たすことができるということがよく言われた。分類目録は日本十進分類法（NDC）の記号順にファイルしただけで、館内にNDCの主類（10区分）表は掲げているものの、分類表の説明などは見かけない。夏目漱石やシェークスピアを読みたいと思えば著者名目録があるが、著者名も書名も知らない利用者にとっては、主題から検索する手段はないに等しい。

いま、図書館について勉強したいのだが、どのような本があるか知らない利用者(U₁)がいるとする。そこでU₁は、とりあえず書名目録で「図書館」を引

いてみようとする。 (この場合、キーワードが書名の冒頭にはないもの、たとえば「新しい図書館」というような書名は見つけれないし、「図書館」のかわりに「ライブラリー」や「文庫」の語を使用している本も見つけることはできない。) そして、U₁は『図書館ハンドブック』を見つけたとしよう。この本は最初①1952年12月に出版され、以後②1960年2月に改訂版、つづいて③同年7月に増訂版、④1977年3月第4版、そして⑤1990年4月第5版というふうに内容を新たにして出版されているが、U₁が見つけたのは①であろう。つまり、カードの配列のしかたとしては、自然科学系の図書館などで逆年代順を採用しているところもあるが、大多数の図書館では年代順を採用しているので、一般的に利用者が最初に目にするカードは、最も内容の古い版である確率が高い。

そこでU₁が①を書類に書いてカウンターへいくと、そこには無愛想な出納手(S)がいる。Sの背後の書庫入り口には、墨痕鮮やかに「静粛」と書かれた半紙が張ってある。鉛筆が転がってもにらまれそうな、受験勉強の学生たちで満席の館内では、係員との最低限の会話さえもはばかれる雰囲気である。U₁が自分の足音を気にしながらカウンターに近づき、恐る恐る書類を差し出すと、Sは黙って紙片を受け取り、背後のドアから書庫内に消えていく。そして、かなりの時間待たされたあとで、Sの口から本がないことを告げられる。これが極く稀なケースであればいいのだが、ある年輩以上には覚えのある者も多いことであろう。

では、ここで請求した本が出てこなかったことについて考えてみよう。

- 1) 書架上に①の本が見つからなかったケース。これには、(イ)既に別の利用者(U_x)によって借り出されていた場合(館員の誰かが手続きをせずに自分のデスク付近に持ち出していることもある)と、(ロ)あるいは偶々、所定の位置に配架されていなかった場合とがある。
- 2) 貸出中でもなく、配架のミスでもなかったケース。ここでは、配架方式について触れておく必要がある。(いま3とおりの方式のみを示す。)
 - (a) 書庫内は大まかなサイズ別で、受け入れ順に配架されている。
 - (b) 同じ分類記号の下の2次配列基準は著者記号順である。

(c) 同じ分類記号の下の2次配列基準は受け入れ順である。

(a)による配架であれば、当然『図書館ハンドブック』①～⑤はそれぞれ飛び離れてしまうので、Sが見つけれないこともある。(しかしこれは、中世ヨーロッパで本が鎖に繋がれていた時代の名残で、現代では、極く一部の図書館を除いては、一般的にはあまり採用されていない方式である。)

(b)の方式であれば、同一の図書はもちろん、改訂版や訳書などその図書に関連のある図書も一緒に並ぶ。(c)は、(a)と(b)の折衷方式といってよかろう。この場合、(b)のように一緒に並ぶというわけにはいかないが、それほど飛び離れているわけではない。一瞥すれば見えることもあるし、図書館員ならば、何万冊にも及ぶ本のタイトルの印象が頭の中に残っているので、その記憶を頼りに本を探すことができるはずである。

それにも関わらず、利用者の請求に応じられないのはなぜであろうか。それは、出納手Sが、図書館の専門職としての意識を持たず、むしろ“下足番”のような意識を持っていたからである。ここで、“下足番”の名誉のために断っておかなければならないが、このしごとは非常に厳密であることが要求されるのである。履き物というのは、その人の固有の癖を持っている。下駄のような履き物でも、他人の履いたものは自分の足に合わない。履き物は、その人のアイデンティティそのものといってもよかろう。したがって、“下足番”が番号札と合致する履き物でなければ客に渡さないということは、大変重要なことなのである。お伽話の王子が、残された片方のガラスのくつを手がかりにシンデレラを探すというのは、たった一人のかけがえのない伴侶を求めるのに最高の方法だといえるのである。

しかし、“下足番”のような出納手は図書館には相応しくない。(b)の方式で、改訂版などが一緒に並んでいる場合は、請求されたとおりに古い版①だけを提供するのではなく、できるだけ新しい版も同時に取り出して提供する方がよい。①が貸出中であればその旨を伝えた上で、「申し訳ありませんが、あなたの請求なされたものとは違うのだが、その新しい版がありました。これでは間に合いませんか」といった趣旨のことを言い添えるべきである。

また、(c)の方式で、①が貸出中であつた場合など特に、改訂版などが少々離れたところに配架されていたにせよ、そこで専門職の本領を發揮して探しだし、利用者の求めに少しでも近いものを提供すべく努力してこそ“図書館員”といえるのである。利用者の方も、①のカードだけを見て、②以下の本に気が付かない場合も多いし、ほとんどの利用者は、内容の古い初版よりは、新しい版の方が好都合なので、ここで大いに感謝されることであろう。

ところが、図書館員が専門職たるべく、自ら意識改革をすることはそれほど容易ではなかつた。そこには、戦前の“教育機関”時代に刷り込まれた意識が完全には払拭できないでいたところもあつたのである。

4.2 社会が見る図書館

昭和30年代の国勢調査に用いられる職業分類表には、図書館の仕事としては出納手しか現れていなかつたように記憶するが、「恩恵」的な態度の図書館員像は、“出納手”の比重が大きくなり、図書館の本来の姿を見失わせるであろう。図書館員の専門性に対する社会的評価は、職業分類などにも反映されるはずである。ここでは、戦前と戦後を取り出して比較しよう。

4.2.1 戦前の国勢調査職業分類に見る図書館員像

戦前については、大正9（1920）年版『国勢調査職業名鑑』³⁰⁾で、図書館の仕事に関する職業名がどのように現れているかをみることにする。

同書の職業分類別職業名称目次は大きく10区分され、その下に2次区分、3次区分がほどこされている。図書館に関する職業が含まれるのは、Ⅶ公務、自由業の項である。この項は、29陸海軍人～37其他ノ自由業に9区分され、その中の「32教育ニ関スル業」の2番目、「二一五図書館、博物館、動植物園等ニ勤務スル者」としてあげられている。（表1.参照）

〈表1. 職業分類別職業名称目次（大正9年版）より〉

(第1次区分)	(第2次区分)	(第3次区分)
I 農業	29陸海軍人	二一〇神道ニ関スル業
II 水産業	30官吏、公吏、雇員	二一一仏教ニ関スル業
III 鉱業	31宗教ニ関スル業	二一二基督教ニ関スル業
IV 工業	32教育ニ関スル業	二一三其他ノ宗教ニ関スル業
V 商業	33医務ニ関スル業	
VI 交通業	34法務ニ関スル業	二一四学校ニ勤務スル者
VII 公務、自由業	35記者、著述者	二一五図書館、博物館、動
VIII 其他ノ有業者	36芸術家	植物園等ニ勤務スル者
IX 家事使用人	37其他ノ自由業	二一六其他ノ教育ニ関スル業
X 無職業		

本文の第1編職業分類別職業名称には190,449の名称が収録されていて、図書館に関するものは官立図書館、公立図書館、私立図書館の区分の下にそれぞれ館長以下の職種が、たとえば、官立図書館長、同司書、同書記、……というぐあいに小使や巡視にいたるまで列挙されている。〈表2.〉にその「第二一五目 図書館、博物館、動植物園等ニ勤務スル者」より一部を抜き出して掲げておく。ここにみられるように、図書館の仕事に関する職業名はかなり詳細に職階性を伴って位置づけられている。

〈表 2. 第二一五目 図書館、博物館、動植物園等ニ勤務スル者〉

官立図書館長	同	出納係	公立図書館長
同 司書	同	雑誌受付係	(以下略)
同 書記	同	火夫	
同 事務員	同	給仕	
同 雇	同	小使	
同 庶務係員	同	巡視	

〈表 3. 索引に現れる図書館関係項目〉

検索語句	大正 9 年版「国勢調査職業名鑑」索引
閲覧	(該当項目なし)
貸出	(該当項目なし)
司書	(該当項目なし)
図書／図書館	図書館タイピスト／図書館内売店 図書館雑誌卸売商／図書館雑誌出版業／図書出版社／図書出版業／図書出版販売会社／図書小説雑誌貸本業／図書貸貸業／図書発行会社／図書発行業／図書販売会社／図書販売業／図書文房具商／図書文房具販売会社／図書寮
分類	(該当項目なし)
目録	(該当項目なし)
その他	貸本業／貸本行商／貸本雑誌販売業 官立大学附属図書館／官立図書館／公立図書館 文部省図書局

44 図書館の“発見”から民主主義の啓へ

また、官立図書館のところにはあげられてはいないが、公立図書館には「目録係」や「貸出係」の職種があり、私立図書館には「文庫係」「書庫係」あるいは「児童監督」などの名称がみられる。しかし、索引には閲覧、貸出、司書、分類あるいは目録といった項目はない。図書館の語を引いてみても、索引には「図書館タイピスト」および「図書館内売店」の2語しか載っていない。このあたりに、戦前の図書館の職種に関する意識がうかがえる。(表3. 参照)

なお、「整理業」や「整理工場」が索引項目としてあがっているが、これは「織物整理業」や「織物整理工場」(染色捺染漂白及糸布加工業)のことで、図書館の整理業務とは関係がない。

4.2.2 戦後の国勢調査職業分類に見る図書館員の像

戦後30年を経た昭和50(1975)年になると、国勢調査の職業分類にも「整理」「閲覧」「レファレンス」といった図書館員の専門性を示すような名称もみられる。戦前から戦後にかけて、図書館に関する職種の扱いが、職業分類上どのように変化したかをたどってみることも意義があろう。しかし、いま手近に資料がないので、ここでは昭和50年代に限定して、図書館に関する職業名がどのように位置づけられているかをみてみよう。

昭和55年の『国勢調査に用いる職業分類』³¹⁾で、図書館に関する職業名が現れる場所は〈大分類A〉「専門的・技術的職業従事群」および〈大分類C〉「事務従事者」である。まず、〈大分類A〉をみると、その最下位のところ(中分類の最後の項目「その他の……」の下をさらに細区分した最後の「他に分類されない……」)に位置づけられている。また、〈大分類C〉では、中分類の細区分(一般事務員)の下に「図書保管整理事務員」として位置づけられているのみである。国勢調査の職業分類にみる限りでは、図書館員の専門性はあまり高いとは言えない。(表4. 参照)

〈表 4. 国勢調査に用いる職業分類（昭和55年度版）より〉

〈大 分 類〉	〈中 分 類〉	
A 専門的・技術的 職業従事者	(1)科学研究者 (2)技術者 ⋮	
	(1)その他の専門的 ・技術的職業従 事者	42保母、保父 43社会福祉事業専門職員 45職業スポーツ家 46他に分類されない専門的・技術的 職業従事者（図書館資料の収集、 整理、閲覧、レファレンスに関す る事務に従事するもの及び他に分 類されない専門的、技術門的、技 術的な業務に従事するものをいう）
B 管理的職業従事者		
C 事務従事者	(15)一般事務従事者	54一般事務員（文書事務員、人事事 務員、庶務事務員、労務事務員、 図書保管整理事務員、企画事務員、 工程記録事務員、…（以下略）…）
D 販売従事者 （以下略）		

〔5〕 民主社会へ（結びにかえて）

社会教育審議会中間報告（1988.2.9）は、新しい時代の公共図書館のありかたについて、これまで我が国ではあまり行われていなかった「レフェラル・サービス」も行うよう求めている。レフェラル・サービスとは、医療や身上相談、法律相談その他、どこへ行けば解決できるかをアドバイスするようなサービスである。この中間報告で思い出すのは、1980年代後半にみられた「パンの耳」報道である。パンの耳と水だけで命をつないでいて遂に栄養失調に陥った若い母親は、何故助けを求めなかったのか。そして役所が何故、市民の生活を守ることに有効に働かないのかという疑問がわく。行政側としては、市中に向いているいろいろな行政相談をやっているということであろうが、そういうことはあまり知られていない。多くの市民は、何か困ったことがあったとき、どこに相談してよいかよく知らないのである。

1959～60年ごろの図書館学の講義³²⁾の中で筆者が聞いたアメリカの家庭の話であらう。それは、①家庭で奥さんが料理をしていて鍋を焦がしてしまってどうしようかというときに図書館に電話をかけて尋ねる。また、②各家庭に絵（複製）が懸けてあるが、それは図書館から借りだしてきたもので、毎月懸け換えて楽しんでいるというものであった。この①の話は、図書館の利用法として、単に本を借りるばかりではなくて、何か質問してもよいということと、またその質問はどんなことであっても構わないということを端的につたえてくれるエピソードである。（勿論、レファレンス・サービスでは、クイズには答えない、骨董品などの鑑定をしない、プライバシーに関する事柄は避けるなど、図書館員の倫理にも関わる事項がある。）

しかし、日本では、何か困ったことが起こったときに「図書館にでも尋ねてみようか？」と思ってくれる市民はいったいどれほど居るだろうか。居たとしても、それは非常に少ないであろう。図書館がそのようなサービスをしてくれるということを知っている（あるいは、そうしたサービスもあり得ると思う）のは、新しい図書館のサービスを身近で見聞きしているごく少数の者に限られ

るだろう。大多数の国民は、図書館についてほとんど知らないといってよい。そのことは、公共図書館の登録率（個人貸出登録者の割合）にも現れている。1996年度には個人貸出登録者数は2,708万人を数えた³³⁾が、率にすれば21%余に過ぎない。しかも、実際に本を借りだしたり、図書館に足を運ぶ者はこれよりも少ないのである。

近代日本では図書館の活動は活発でなく、漸く1960年代後半になって市民によって図書館が発見された。前川恒雄は、それまで市民が自分自身で学ぶための条件をつくることに冷淡な政治しか行わなかった国や、図書館をまちのアクセサリ程度にしか考えなかった首長にも責任があることは当然であるが、住民に十分なサービスをしてこなかった図書館にも責任があるとして、図書館の覚醒を促してきた³⁴⁾。

それはまた、専門職としての図書館員の知識・技能ばかりでなく、多分に意識や態度に関わるところがあり、そして同時に、司書養成・図書館学教育の問題でもある。

専門職の条件としては、最低次のようなことが必要であろう。すなわち、

- 1) 自己の職責を全うできる十分な知識と技能を有する
- 2) 自己の職分をよくわきまえており、使命感を持っている

そういう者でなければ専門職といえないだろう。

1) についてももう少し詳しく言えば、第1に求められるのは、自分が従事する職業および自分の職能を発揮する場（機関・施設）についての認識であり、また第2には自分の職務内容・職責について十分わきまえていることであろう。なお、「職能を発揮する場（機関・施設）」とは、自分が働く職場という具体的な存在であると同時に抽象的な存在でもある。つまり、それが存在する社会との関係・社会的文脈についての認識と理解が大切である。その上に立ってはじめて、2)の自己の職分や、使命感が生きてくることになる。

卑近な例として、1)の点が十分でない者、例えば図書館の構成要素に対する理解が欠けている（図書館の構成要素を①図書館資料、②図書館職員、③図書館施設のみと考えていて、④図書館利用者のことが念頭にない）者が考えら

れる。整理技術などの専門的スキルは、利用者への資料提供を縁の下で支えるものであるから、これを欠くことはできない。しかし、それらの技術の目的を忘れ、「技術のナルシズム」に拘っている係員は利用者の役に立たない目録をつくってしまうことになりかねない。また、このようなナルシズムは、〈芸術は一切を超越する〉というふうな考え方に通底するところがある。たしかに芸術が世俗の諸般の事柄から超越している面もあるが、一方で、人々に訴えかけて社会的な変動を引き起こすこともある。まして、社会的・文化的施設としての図書館であるならば、そのことを念頭におきながら、その存在意義をつねに社会との関わりの中で模索していかなければならない。

ではここで、図書館員養成教育から図書館学教育への展開の必要性について、岩猿敏生・前日本図書館学会長の論文から引用しておこう。

「それは図書館と、図書館が置かれているコミュニティの関係が変化してくる時、図書館のあり方をコミュニティとの関係において、客観的に見る必要があるようになってくるからである。その時、図書館をひとつの社会現象として社会科学的に考察する必要にせまられる。そこに、社会科学としての図書館学が展開してこざるをえない。それに対して、実務的な図書館員養成教育では、視野は図書館の内部に限定され、そこで行われている実務の訓練がその内容となる。……公共図書館はその発展とともに、社会とのかかわりが常に問われ続け、そのため、そこに働く図書館員の教育は、たんに図書館内部の実務的訓練のレベルに留まることは許されない。社会における公共図書館のあり方を、客観的に問い続けていく社会科学としての図書館学教育こそが要求されてくるのである。そのような意味で、社会科学としての図書館学は、公共図書館の発展とかかわりを持つと言わなければならない。そこにまた、図書館員養成教育から図書館学教育への移行が、必然性を持ってこなければならないのである³⁵⁾。」

図書館と社会との関わりとしては、「図書館の自由に関する宣言」の原則と図書館の現場の事例研究を取り上げねばならぬことはいうまでもない。そればかりでなく、たとえば、「国際識字デー」³⁶⁾や「子どもの権利宣言」³⁷⁾など

の意義についても、社会的・文化的施設としての図書館という認識の基盤に加えていく努力も必要であろう。そのような「図書館＝社会」相互通行的な認識を背景に図書館サービスのあり方を問い続けること、そして、それをバックボーンとして「図書館サービス論」の教育内容を構成することが、単なる図書館内部の実務的訓練のレベルを脱して、真に専門職として通用する図書館員の養成が可能な、新しい時代に相応しい図書館学教育の構築に連なるであろう。

(注)

1. 『有山崧著作集』第1巻, 日本図書館協会, 1970.
2. ①小倉親雄「東京図書館～明治期における無料制の終幕～」『ノートルダム女子大学研究紀要』第14号, 1984, および
②小倉親雄「森有礼の文政と図書館」『ノートルダム女子大学研究紀要』第15号, 1985.
3. 前掲注2. ①
4. 家永三郎『太平洋戦争』岩波書店(日本歴史叢書), 1968, p. 4.
5. 前掲注4. p. 21-22.
6. 山住正己『日本教育小史』岩波書店(岩波新書), 1987, p. 64.
7. 谷本富『新教育講義』玉川大学出版部, 1973, p. 65-69.
8. ①『近代日本総合年表』岩波書店編集部編, 岩波書店, 1968.
②『新編日本史辞典』東京創元社, 1990. (①によれば, 日露戦争の死者・廃疾者数11万8,000人, 艦船91艘, 軍費15億2,321万円)
9. 岩崎富久男「旧『満州』の図書館」『図書館雑誌』86-8, 1992. 8, p. 517-519.
10. ①『日本教科書大系』近代編1-3(修身1-3)講談社, 1961-62.
②唐沢富太郎『教科書の歴史』創文社, 1956.
③中内敏夫『軍国美談と教科書』岩波書店(岩波新書), 1988.などを参照
11. 山住正己『学習指導要領と教科書』岩波書店(岩波ブックレットNo.140), 1989, p. 29-30.
12. 『図書館雑誌』第8号, 1910(明治43). 3. 21, p. 32-34.
13. 石井敦, 前川恒雄『図書館の発見』日本放送出版協会(NHKブックス), 1973, p. 150-152, 161.
14. 『図書館雑誌』第22年第10号, 1928(昭和3). 10, p. 223.
15. 是枝英子『知恵の樹を育てる』大月書店, 1983, p. 105-6.
16. ①清水正三『戦争と図書館』白石書店, 1977, p. 39. 及び
②清水正三「戦争と図書館」『図書館反核平和通信』No.28, 1994. 4. 28, p. 5.
17. 中村政則『昭和時代年表』岩波書店(岩波ジュニア新書), 1986, p. 32.
18. 瀧川幸辰『激流』河出書房新社, 1963, p. 21.
19. 『毎日新聞』1993. 7. 10. 夕刊

50 図書館の“発見”から民主主義の啓へ

20. 日本図書館協会図書館の自由委員会編『図書館と自由 第14集：図書館の自由に関する事例33選』日本図書館協会, 1997.
21. 松尾長造「改正図書館法規の重点」『図書館雑誌』第27年第10号, 1933(昭和8). 10, p. 271-274.
22. 『図書館雑誌』第27年第10号, 1933(昭和8). 10, p. 267.
23. 「戦争が奪った響き“カムバック”」『毎日新聞』1993. 12. 19.
24. 「『象殺害命令に抵抗』北王英一氏死去(93歳)『毎日新聞』1993. 12. 18.
25. 前川恒雄『われらの図書館』筑摩書房, 1987, p. 82.
26. 小倉親雄・京都大学教育学部講義(1962-63頃)の余談
27. ①『図書館ハンドブック』日本図書館協会, 1952.
②教育技術連盟編『学校図書館法による学校図書館の設備と運営』小学館, 1954.
③神野清秀、竹内愷『閲覧用いす・机・カウンター』日本図書館協会, 1967.
28. 前掲注15. p. 134.
29. 森耕一「技術のナルシズム」『図書館界』16(2):1964, p. 29.
30. 『国勢調査職業名鑑』大正9年版, 内閣統計局, 1931.
31. 『国勢調査に用いる職業分類』昭和55年, 大蔵省印刷局, 1980.
32. 小倉親雄「図書館学概論」の講義(京都大学教育学部, 1959~60頃)
33. 『図書館年鑑』1997年版, 日本図書館協会, 1997.
34. 石井敦、前川恒雄『図書館の発見』日本放送出版協会(NHKブックス), 1973, p. 38.
35. 岩猿敏生「図書館員養成教育と図書館学教育」『同志社図書館情報学』No.8:1997, p. 18-19.
36. 国際識字デー：1965. 9. 8. イランのパーレビ国王が世界の軍事費の1日分を教育に振り向け、読み書きできない人をなくそうと提唱。2年後、ユネスコがこの日を国際識字デーと定めた。識字問題は、日本ではあまり関心が高いとは言えないが、識字率と乳児死亡率には高い相関関係がある。
37. 子どもの権利条約：1989. 11. 20. 第44回国連総会において全会一致で採択。(以下、日本の対応を示す)
1990. 9. 21. 署名
1992. 3. 13. はじめて国会提出(未審議)
1993. 4. 22. 国会衆議院にて趣旨説明. 5. 26. 衆議院通過. →解散のため廃案
“ 11. 26. 臨時国会に条約の政府訳を一部訂正して提出(実質審議なし)
1994. 3. 29. 第129国会にて承認
“ 4. 22. 批准書を国連事務総長に寄託
“ 5. 22. 日本国内で効力発生
“ 5. 20. 文部次官通知「『児童の権利条約』について」
・学校においては、その教育を達成するために必要な合理的範囲内で、児童生徒に対し、指導や指示を行い、校則を定めることができる。
・表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきことを定めたものであり、必ずしも反映されるということまでをも求めているものではない。etc